

呉市告示第 3 3 5 号

次の書類は、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明ですので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示します。

なお、この書類は、呉市財務部収納課で保管し、送達を受けるべき者の申出があれば、いつでも交付します。

令和 8 年 9 月 2 8 日

呉市長 新 原 芳 明

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の指名
差押調書（謄本）及び配当計算書 各 1 通	上本 雅則

（注） 同条第 3 項の規定により、同条第 2 項の規定による措置（電子掲示場並びに市役所掲示場及び支所掲示場への掲示）を開始した日から起算して 7 日を経過したときは、上記書類の到達があったものとみなします。